

吃音と発達障害について

宇都宮市立陽東小学校 高木浩明

この資料は、吃音と発達障害について、これまでにインターネット上に公開された情報をまとめたものです。整理不足やまとめ方の不備に関しては、ご了承ください。詳細は各参考資料で確認できます。

1 発達障害とは？

1) より広い領域で捉える

日本では「発達障害」は、自閉症スペクトラム (ASD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、学習障害 (LD) のいずれか、あるいはそれらを総称する「ことば」だと、一般的には思われている。けれども国内の研究者や欧米においては、発達障害とは「発達途上の道筋で生じた発達の乱れ」であり、「発達過程で生じたあらゆる障害が対象であり、精神遅滞や脳性麻痺も含んだもの」と認識されている。

そのため「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」(H18.3:厚生労働省編著) 第一章「発達障害とはどういう障害ですか？」では、こうした考え方をベースに、非常に幅広い領域を発達障害の対象としている。具体的に各領域とそこでの医学的診断名を挙げると、①認知の発達領域—精神遅滞、境界知能②学習能力の発達領域—学習障害③言語能力の発達領域—発達性言語障害④社会性の発達領域—広汎性発達障害⑤運動の発達領域—筋ジストロフィー、脳性麻痺⑥手先の細かな動きの発達領域—発達性協調運動障害⑦注意力・行動コントロールの発達領域—注意欠陥多動性障害となる。

2) 発達障害者支援法の定義

平成16年12月公布の「発達障害者支援法」では上記7領域のうち、①認知の発達(精神遅滞部分)、③運動の発達以外の、これまで障害福祉制度の谷間で支援対象とされていなかった領域から「発達障害」を定義した。その内「広汎性発達障害」「学習障害」「注意欠陥多動性障害」は支援法の本則で定義され「その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」が政令で定められるとされた。H17年1～3月に開かれた「発達障害支援に係わる検討会」では、この政令で定める範囲を検討し、発達障害を定義することが主要なテーマとされた。

この検討会で、定義にあたって3つのポイントが示された。

- ①支援を必要とする人たちをより広くカバーする(既に支援対象である知的、身体、精神障害は除く)
- ②言語能力や実行機能、あるいは記憶や注意など認知面に関して共通する障害が想定される
- ③診断があったとしても、実際の生活場面で不適応がなければ、支援法の対象とはならない

そして支援対象の範囲は、WHO(世界保健機関)のICD-10(国際疾病分類第10版)のF8「心理発達の障害」、F9「小児期、青年期等に起こる行動及び情緒面の障害」とすることが確認され、それらは全部で60ほどのコード数となった。

なおそれ以外の例えば境界知能や被虐待については、実際の臨床像が学習障害と同一もしくは近くなることから、学習障害としての支援が可能である。また、てんかんや脳外傷・脳血管障害の後遺症などは、広汎性発達障害やADHD、LDに類似した障害として捉えられ、いずれも支援対象となる。さらにチック、トゥレット症候群は、認知面の障害がなく、3つの障害と方向性は異なるが、制度の谷間をなくすという今回の支援法の趣旨から、これも対象とするなど、発達障害をある程度広く定義している。

3) 吃音、発達性言語障害について

「吃音」に関しては、「第3回発達障害支援に係わる検討会の検討会(H17.3.15)」の冒頭、厚労省の事務局担当者が、「発達障害者支援施策」についてのパブリックコメントの集計結果を報告する中で触れている。そこでは「吃音症とチック・トゥレットということで(中略)先ほどの政令、省令の案で行きますと、吃音、チックが入ってくる」という考え方が示された。つまり厚労省は、今から10年以上前の、支援法の制定当初から、吃音が対象になることを認識していた。ただしそれはチックと同様に、広汎性発達障害やADHD、LDなどと共通するような認知面の障害を想定したからではなく、生活場面で不適応が起きている場合には対象となるという、この支援法の考え方からであった。

この支援法の政令で定義される「言語の障害」については、「発達障害支援に係わる検討会」の中で杉山登志郎氏が該当する障害名を「発達性言語障害」と示した。そして「DSM-IV(精神疾患の診断・統計マニュアル第4版:米国精神医学会)にはコミュニケーション障害というより幅広いカテゴリーがある」という他の委員からの指摘に対して、「このコミュニケーション障害の中で、年齢が上がっても

不適応を伴い、問題が残るのは受容—表出性言語障害であり、それを具体的に表す」ためにこのことばの使用を提唱している。つまり DSM-IVや ICD-10 の言語に関する項目の中でもごく一部が、この支援法の対象となるという認識である。なお、DSM-IVのコミュニケーション障害には「307.0 吃音症」とあるが、これに関して杉山氏は、一連の発言の中で、特に何も触れなかった。

2 現在の状況

1) 軽度発達障害からの流れ

文科省は平成 15 年、通常学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒が 6.3 %いるという調査結果を発表した。そしてこの中には LD、ADHD、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群の子どもたちが含まれると推定した。そこから、従来の特殊教育とは異なる枠組みでの支援の必要性が提唱され、具体的な支援内容、支援体制が検討されるようになった。また、こうした知的な遅れを伴わない子どもたちの状態（障害）を総称して「軽度発達障害」と表現するようになり、このことばが教育現場を中心に瞬く間に広まっていった。

その後、この軽度発達障害という言い方は、障害そのものが軽いと誤解されるといった弊害が指摘され、平成 19 年 3 月の文科省通知では、「LD、ADHD、高機能自閉症等」の表記を、発達障害者支援法の定義による「発達障害」に置き換えるとともに、今後この「軽度発達障害」は使用しないとした。これを契機に「発達障害」が様々な場面で使われるようになったが、それが意味するものは以前として「LD、ADHD、自閉症等」のままであり、それは今に至るまで続いている。

こうしたことから現在「発達障害」には三つの枠、捉え方があると考えられる。最も狭い枠が私たちが日常的に使っている ASD、ADHD、LD という 3 つの障害を指すもの。2 つめがこれらに加えて ICD-10 の F80-89、F90-98 を含めた発達障害者支援法での定義。そして最も広いものが、精神遅滞や脳性麻痺なども含む、欧米では一般的な考え方である。

2) なぜ「吃音は発達障害」とアナウンスされるようになったのか（全言連の講演録より）

平成 27 年 11 月に厚労省から出された「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に、吃音とチックは「その他の発達障害」としてまとめられている。実は、この 2 年ほどの間に厚労省関係の文書や HP など、吃音を発達障害とするものがいくつか出ている。そこに至る経緯が全言連の HP に掲載された厚労省の発達障害対策専門官・日詰正文氏の講演録にある。以下、その概略である。

「ある時、国立障害者リハビリテーションセンターの職員から、吃音が発達障害者支援法の中に入っているか問い合わせがあった。それまでそういう要望がなかったので、入っているのは知っていたけれども、積極的なアナウンスはしなかった。また ICD-10 で吃音は F98.5 という細かい障害名なので、同じような障害を端から全部宣伝すると結構な数となり、それを全部やっていくのかという状況が（厚労省）内部にあった。とりあえず法律に書かれている障害を積極的に周知し、その先のものはこの団体の方から要望があれば、その時点で考える。なので、今回のことをきっかけに、積極的に少しアナウンスをしていこうとなつて、国リハをなどのウェブサイトを書くようになった」

「吃音が発達障害に入っている事のエビデンスは全くまだ無い。発達障害というのは脳のどこに問題があるのかよく分からないのだけが集まってきているグループで、いつかそこに分類しているだけで、本当に吃音が発達障害であると言い切れるかどうかは分からない」

「発達障害に含まれると、各地の発達障害者支援センター等の職員が自分たちのお客さんと認識して相談にのる。それから障害福祉のサービスを発達障害者という形で使える。それから精神障害の手帳がもし取れれば障害者雇用の対象になる。福祉の制度・サービスは基本的に申請主義で、本人が『いない』というものを押し付ける事はないので、使える手段が増えたと理解すればいい。我々は、当然発達障害の範囲に入っているのに入っていないとは言えないので、そうやってそこで救われる人がいればよいかなという事を今回やった程度で、何が何でも発達障害に入つてこいと言うつもりはない」

以上のように、吃音と発達障害については、医療や教育というよりも、制度的な枠組みの中で、非常に政治的な意味合いの中で、その関係性が検討されてきたといえる。

[参考資料]

- 「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」 平成 18 年 3 月
編著：厚生労働省 発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会
- 「発達障害者支援に係わる検討会」（2005 年 1 月 18 日、24 日、3 月 15 日）議事録・資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141294>
- 「吃音と発達障害者支援法」全言連 2015 年 6 月講演会 厚労省 発達障害対策専門官 日詰正文
https://sys.amsstudio.jp/region/baggage_leo/tokyo/0000004957/doc/00010.pdf